

# 一般質問通告書

令和8年6月2日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 12番 福井 節子

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁  
②. 項目ごと一括質問一括答弁

(質問番号 2)	<b>いちご農園概算払い未回収事案を教訓とし、今後に活かす再 発言事項 発防止策を市民に示すべき</b>
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
<p>いちご農園概算払い未回収事件は、未だに補助金の返還もなく解決の道筋も見えないことから、市民の間では今でも不信感が漂っています。</p> <p>この案件がなぜこの様な事態になったのか、何が問題だったのか。昨年3月議会の答弁では「概算払いを行った理由や背景等を慎重に調査し、検証した上で事業採択に活かしていく」旨の答弁をされています。しかし、6月議会では「規則や要綱の改正は考えていない」との答弁でした。市民からは「何の教訓を学んだのか」との厳しい声がある中、市民の信頼を取り戻すため市として出来る手立てを尽くして、今後に活かすべきとの思いから質問致します。</p> <p>1、 前市政は、「高島市補助金交付規則第15条2項に基づき概算払いしたので瑕疵はない」としてきました。しかし、本当に「問題はなかった」のであれば、このような事態とはなっていなかったはずで、「概算払いに問題があった」と認めるべきであると思うが、どうか。</p> <p>2、 2度とこうした事件となるような補助金支出をしないために、どうしたら良いのか教訓にしなければ成らない。まずは、補助金交付規則をどの様に改正すれば二度とこの様な事態を起こさないものと出来るか。それを市民に</p>	

示すことは、今城市政が庁内で完結できる信頼回復の一步ではないか。

- 3、 「補助金交付規則改正」については、当初から同僚議員も共産党市議団も質問で取り上げてきました。しかし、現在まで規則改正なり再発防止策の具体案は聞いていません。答弁では「補助金交付が年間400件を越えてあり、現在の規則や要綱に基づき円滑に事務を進めている」とし、「改正は考えていない」旨の答弁でした。それでは市民は納得出来ない。400を越える補助金のうち、市民の暮らしや生業を支えるもの。また、市内で公益的な事業を営む継続性のあるものなどとは区分し、「国庫補助金」や「滋賀県補助金」などを対象に、その事業毎に「補助金交付要綱」を作っ  
て行うべきではないか。
- 4、 概算払いも前金払いも、事業毎に「補助金交付決定額の一定割合」と決めておく必要があるのではないか。